

議案第58号

茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を別紙のとおり変更するため、同項の規定による協議について同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税について、令和6年度から市町村が個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円を賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

茨城租税債権管理機構規約の一部を変更する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務</u></p> <p>(2) (略)</p>

付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。